「臓器提供意思表示カード（ドナーカード)」に対する基本方針

加古川中央市民病院
平成 28 年 7 月 1 日

当院は心停止後の臓器提供病院であり、腎臓・膵臓・眼球（角膜）の提供が可能です。脳死下での臓器提供はできません。当院は、患者さん・ご家族の意思に基づき、臓器移植に対応します。

１、当院は、「臓器提供意思表示カード（ドナーカード)」を保持している患者さん・ご家族からの臓器提供の意思表示があった場合の対応を院内において定めます。

２、当院では、臓器提供の任意性と移植機会の公平性を確保するとともに、臓器提供の意思は、「臓器提供したい」、「臓器提供したくない」、どちらの意思も同じように尊重されます。

３、患者さん・ご家族から、臓器提供の意思表示があった場合は「個人情報保護方針」に沿って守秘義務を遵守します。

４、法に基づく臓器移植のための要件は、以下のとおりです。

① 本人の書面による臓器提供の意思表示があり遺族が臓器提供を拒まないとき
または遺族がいないとき

② 本人の臓器提供の意思が不明であり遺族が臓器提供を書面により承諾するとき

５、患者さん本人の臓器移植に対する意思について表示する書面が「臓器移植提供意思表示カード（ドナーカード)」となります。